

議案第18号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成13年 3月 9日

三朝町長 吉田 秀 光

平成13年3月22日原案可決
三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に該当する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 （個人の町民税の配当控除） 第7条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第5条第2項に規定する配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第34条の3及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	附 則 （個人の町民税の配当控除） 第7条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第5条第2項に規定する配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第34条の3及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 昭和62年度以後の各年度分の個人の町民税について、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（同法第8条の2に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等又は同法第8条の3第1項に規定する公募国外証券投資信託の配当等に係るものに限る。）がある場合には、当該配当所得については、前項の規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の三朝町税条例附則第7条の規定は、平成13年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成12年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。